

NEWS RELEASE

平成 25 年 6 月 19 日
一般社団法人 信託協会

信託財産総額は 797.1 兆円に

(信託の受託概況 (平成 25 年 3 月末現在))

一般社団法人 信託協会 (会長 若林 辰雄) では、今般、平成 25 年 3 月末の信託の受託概況 (信託の機能別分類に基づく計数) をとりまとめました。

1. 要旨

信託財産総額は、797.1 兆円 (前年同月末比 36.0 兆円増、4.7%増) となっています。

- ・資産運用型信託は、121.7 兆円 (前年同月末比 4.8 兆円増、4.1%増) となっています。
- ・資産管理型信託は、592.6 兆円 (前年同月末比 31.0 兆円増、5.5%増) となっています。
- ・資産流動化型信託は、58.5 兆円 (前年同月末比 1.5 兆円減、2.5%減) となっています。

2. 概要

(1) 資産運用型信託

資産運用型信託の信託財産額は、121.7 兆円 (前年同月末比 4.8 兆円増、4.1%増) となっています。

主な内訳を前年同月末比で見ると、金銭信託が 27.6 兆円と 0.7 兆円減、年金信託が 35.8 兆円と 2.0 兆円増、有価証券の信託が 53.2 兆円と 4.3 兆円増となっています。

(2) 資産管理型信託

資産管理型信託の信託財産額は、592.6兆円（前年同月末比31.0兆円増、5.5%増）となっています。

主な内訳を前年同月末比で見ると、金銭信託が95.7兆円と1.8兆円増、年金信託が42.0兆円と0.6兆円減、投資信託が111.1兆円と8.1兆円増、再信託が261.8兆円と16.5兆円増となっています。

(3) 資産流動化型信託

資産流動化型信託は、58.5兆円（前年同月末比1.5兆円減、2.5%減）となっています。

主な内訳を前年同月末比で見ると、金銭債権の信託（貸付債権、売掛債権の信託など）が32.5兆円と1.9兆円減、不動産の信託が25.3兆円と0.4兆円増となっています。

なお、資産流動化型信託は、金融機関、企業の財務の改善や資金調達の方法として利用されており、金銭債権の信託は、金融機関が保有する貸付債権や企業が保有する売掛債権を流動化するために、不動産の信託は、不動産投資市場において、信託機能を活用して不動産の流動化を行うために利用されています。

以 上

本件に関する照会先：

(一社) 信 託 協 会

総務部（広報担当） 兼田

業務部 藤田

電話 03-3241-7130

信託の受託概況（信託の機能別分類に基づく計数）

（平成25年3月末現在）

一般社団法人 信託協会

（単位：兆円、％）

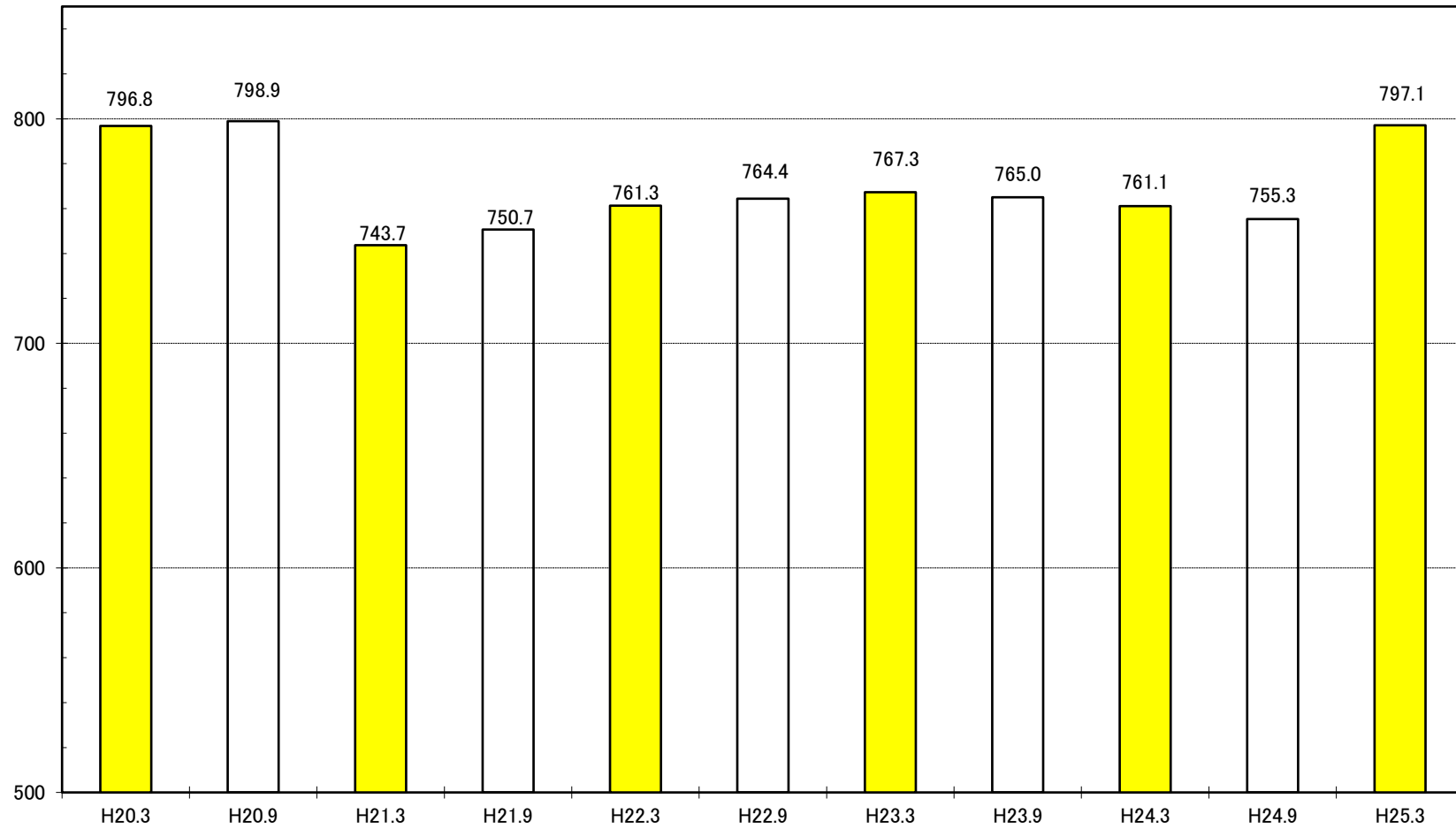
機能別分類	平成25年3月末現在				平成24年 3月末現在	平成23年 3月末現在
	残高	前年同月末 比増減額	同増減率	構成比	残高	残高
資産運用型信託（注2）	121.7	4.8	4.1%	15.3%	116.9	110.7
金銭信託	27.6	△0.7	△2.5%	3.5%	28.3	26.8
年金信託	35.8	2.0	5.9%	4.5%	33.8	34.8
金銭信託以外の 金銭の信託	1.5	△0.7	△31.8%	0.2%	2.2	1.6
有価証券の信託	53.2	4.3	8.8%	6.7%	48.9	43.8
その他（注5）	3.3	△0.1	△2.9%	0.4%	3.4	3.5
資産管理型信託（注3）	592.6	31.0	5.5%	74.3%	561.6	574.8
金銭信託	95.7	1.8	1.9%	12.0%	93.9	96.7
年金信託	42.0	△0.6	△1.4%	5.3%	42.6	43.0
投資信託	111.1	8.1	7.9%	13.9%	103.0	106.1
金銭信託以外の 金銭の信託	12.0	1.8	17.6%	1.5%	10.2	9.9
再信託	261.8	16.5	6.7%	32.8%	245.3	252.4
その他（注5）	69.9	3.6	5.4%	8.8%	66.3	66.4
資産流動化型信託（注4）	58.5	△1.5	△2.5%	7.3%	60.0	59.9
金銭債権の信託	32.5	△1.9	△5.5%	4.1%	34.4	34.5
不動産の信託	25.3	0.4	1.6%	3.2%	24.9	24.9
その他	24.1	1.6	7.1%	3.0%	22.5	21.7
合計	797.1	36.0	4.7%	100.0%	761.1	767.3

（△印 減）

- （注）1. 本表において公表した計数は、信託協会が作成した複数の統計資料を利用して作成した概数である。
また、機能別分類毎の内訳には、主な信託商品を掲載している。
2. 資産運用型信託とは、受託者（信託銀行等）が自らの裁量により資産を運用する信託をいう。
3. 資産管理型信託とは、受託者が委託者等の指図に基づき資産を管理する信託をいう。
なお、再信託とは、信託銀行等が委託者になったものをいう。
4. 資産流動化型信託とは、資産の流動化を図り、原資産保有者が資金調達を行うための信託をいう。
5. 金銭、有価証券など複数の種類の財産を同時に信託する包括信託。

信託の受託概況(信託財産総額)の推移

(兆円)



遺言関連業務取扱状況

参考2

(単位：件)

年 度 末	遺 言 書 の 保 管 件 数			遺 産 整 理
	保 管 の み	執 行 付	合 計	
平6 (1994)	6,399	11,134	17,533	517
7 (1995)	6,302	12,233	18,535	659
8 (1996)	6,278	13,889	20,167	730
9 (1997)	6,224	15,551	21,775	815
10 (1998)	6,189	17,681	23,870	905
11 (1999)	6,721	20,268	26,989	1,093
12 (2000)	7,796	23,455	31,251	1,285
13 (2001)	10,557	26,628	37,185	1,295
14 (2002)	9,832	30,231	40,063	1,528
15 (2003)	9,407	34,246	43,653	2,119
16 (2004)	8,956	39,209	48,165	2,538
17 (2005)	8,436	44,272	52,708	2,862
18 (2006)	8,018	49,328	57,346	2,943
19 (2007)	7,574	54,070	61,644	2,735
20 (2008)	7,175	58,437	65,612	2,695
21 (2009)	6,142	62,769	68,911	2,699
22 (2010)	5,948	66,385	72,333	2,951
23 (2011)	5,820	70,155	75,975	3,147
24 (2012)	注(1) 5,838	注(1) 75,619	注(1) 81,457	注(2) 2,984

注(1) 遺言書の保管件数は年度末現在の件数。

(2) 遺産整理は年度中の引受件数。

教育資金贈与信託について

高齢者の資産を若年層に移転させるとともに、消費拡大を図り教育・人材育成をサポートする観点から、平成25年度税制改正により教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が導入されました。

教育資金贈与信託とは、孫等の教育資金として祖父母等が信託銀行等に金銭等を信託した場合に、1,500万円を限度として贈与税が非課税になる信託です。

<教育資金贈与信託の契約数・新規設定額合計の推移>

(件、億円)

	H25年4月末	H25年5月末
契約数(注)	3,797	9,717
新規設定額合計	242	680

(注) 1受益者1契約が法令上の要件。ただし、1受益者に対して委託者が複数存在する場合があります、その場合には委託者ごとに契約数をカウントしています。

遺言代用信託について

高齢社会の到来を背景に後見的な財産管理や遺産承継を目的とする家族信託への期待が高まり、平成19年9月施行の改正信託法により法令上の整備がなされました。このようなニーズに応じて、信託銀行等では、遺言代用信託を取り扱っています。

遺言代用信託とは、委託者が、自分の生存中は自分を受益者とし、死亡後は自分の子・配偶者などを受益者とするといった形で設定する信託です。

例えば、相続が発生したときに、葬儀費用や当面の生活費などの必要な資金を、予め指定された受取人が速やかに受け取ることができるような商品や、長期に渡って、顧客のニーズに合わせた金銭の支払を行うなどオーダーメイドの財産管理ができる商品があり、信託の財産管理機能を活かし顧客のニーズに合わせた商品を提供することにより、平成24年度は18,742件（前年度比約292倍）と大きく伸びています。

<遺言代用信託の新規受託件数の推移>

(件)

	H22年度	H23年度	H24年度
新規受託件数	44	64	18,742